

令和 8 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(国土交通省)

項目名		カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）の延長等	
税目		所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 5 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 5 租税特別措置法施行規則 5 条の 12 の 2 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 6 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 6 租税特別措置法施行規則第 20 条の 10 の 2	
要望の内容		・適用期限を 2 年間延長する。（令和 9 年度末まで） ・2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた企業の脱炭素投資を後押しするため、要件の見直しを図る。	
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （▲10,207 百万円） （ 百万円）
新設・拡充又は延長を必	(1) 政策目的 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換する GX の実現を通して、温室効果ガスを 2030 年 46%減（2013 年度比）、2050 年カーボンニュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向けて、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い投資を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争力を強化する。 (2) 施策の必要性 足下、我が国の温室効果ガスの排出・吸収量は、2013 年度比 27.1%減少しており、2030 年 46%減、2050 年カーボンニュートラルの達成に向けて減少傾向を継続しているものの、製造業などの生産活動の低下が要因の一つとなっており、経済成長と脱炭素の同時実現を目指すためには、企業の省エネ・脱炭素化の取組を促進し、これまで以上に排出原単位を改善させる必要がある。		
今回の要望	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標：3 地球環境の保全 施策目標：9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う ○ 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和 3 年 6 月 18 日） 2050 年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資について

		<p>ても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。</p> <p>具体的には、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、温室効果ガス削減効果の高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の生産工程等の脱炭素化を促進する税制措置を創設する。</p>
	政策の達成目標	GX を通して 2030 年度の温室効果ガス 46%削減目標及び 2050 年カーボンニュートラルを実現する。
	租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間延長（令和 9 年度末まで）
	同上の期間中の達成目標	2030 年度 46%削減目標等を達成すること。
	政策目標の達成状況	<p>2023 年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約 10 億 1,700 万トンとなり、2022 年度比で 4.2%（約 4,490 万トン）の減少、2013 年度比では 27.1%（約 3 億 7,810 万トン）の減少。過去最低値を記録し、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた減少傾向を継続。</p> <p>（出典）環境省報道発表資料「2023 年度の温室効果ガス排出量及び吸収量（概要）」より抜粋</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>本税制措置の適用を受ける事業者は、エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入について、特別償却又は税額控除措置を受けることにより、投資初年度の資金負担が軽減されるため、積極的な設備投資が促進される。今回、本措置の適用期限を令和 9 年度末まで 2 年間延長し、要件の見直しを図ることで、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた企業の脱炭素投資を後押しする。</p>

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本税制措置の適用を受けるためには、産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要があり、それに加え、税制の適用を受ける設備自体が炭素生産性を1%以上向上させるものに限定している。</p> <p>化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減(2013年度比)、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、効果の高い設備投資を促進する必要がある。</p>
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】</p> <p>令和3年度：6件 令和4年度：53件 令和5年度：86件 令和6年度：5件</p> <p>【減収額】</p> <p>令和3年度：1億円 令和4年度：57億円 令和5年度：102億円 令和6年度：0.3億円</p> <p>※令和6年度は、事業適応計画の実施状況報告書より推計。</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>① 根拠条文：租税特別措置法第四十二条の十二の六</p> <p>② 適用件数：(特別償却) 2件 (税額控除) 84件</p> <p>③ 適用総額：(特別償却) 0円 (税額控除) 102億円</p>
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	

		<p style="text-align: center;">炭素生産性向上率（計画ベース）</p> <p>事業適応計画の認定を受けた事業者において、炭素生産性を平均 21%向上させる見込み。（2024 年 3 月末までに事業者から申請のあった事業適応計画を基に算出）</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>GX を通して 2030 年度の温室効果ガス 46%削減目標及び 2050 年カーボンニュートラルを実現する。</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>		<p>2023 年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約 10 億 1,700 万トンとなり、2022 年度比で 4.2%（約 4,490 万トン）の減少、2013 年度比では 27.1%（約 3 億 7,810 万トン）の減少。過去最低値を記録し、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた減少傾向を継続。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>令和 3 年度 創設 令和 6 年度 延長、拡充（炭素生産性等の要件や対象資産の見直し（鉄道車両の追加等）、中小企業区分の税額控除率の引き上げ、適用期間の長期化）</p>